

各県立学校長 殿

教育庁保健体育課  
課長 城間 敏生  
(公印省略)  
教育庁文化財課  
課長 諸見 友重  
(公印省略)

「まん延防止等重点措置」期限延長に伴う「2月1日～2月20日」期間中の  
県立学校における部活動について（通知）

平素より学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、「オミクロン株」による感染拡大が続く中、1月27日付け、沖縄県新型コロナウイルス対策本部会議において「まん延防止等重点措置」期限延長に伴い、沖縄県対処方針が変更されました。

つきましては、「2月1日～2月20日」期間中の県立学校における部活動については、下記のとおりとします。

なお、1月31日より通常登校となります。部活動に係る変更点は「期限の延長」のみとし、実施内容に変更はありません。今後、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

【全県立学校】

1 2月1日（火）から2月20日（日）の期間中の部活動については、原則休止とする。但し、下記の場合はその限りではない。

- (1)九州・全国大会へ派遣が決定しているチーム及び個人の練習については、学校長の許可の下、練習することができる。
- (2)地区・県大会を控えるチーム及び個人の練習については、学校長の許可の下、大会2週間前から練習することができる。
- (3)上記(1)(2)において練習が許可された場合、平日90分以内（早朝練習なし）、土日祝日は2時間以内、必要最小限の人数での練習とする。また、学校及び地域の実情に応じ分散登校が行われる際は、登校しない学年等の部活動については行わないこと。（部活動のために、登校することがないようにすること）さらに、学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は部活動に参加しないこと。

※練習や大会参加にあたり、学校長は下記の点を事前に御指導ください。

- ・体調不良の生徒は、練習や大会参加を控えること。
- ・ワクチン接種を希望する生徒には、集団接種会場等を周知すること。
- ・ワクチン接種については、強制や同調圧力とならないよう充分に配慮すること。
- ・練習や大会で、体調に異変を感じる者が出了した場合、抗原簡易キット（教保第1010号手引き参照）を活用する等、感染症対策に努めること。

※大会開催にあたり、県高体連、県高野連、県高文連、県各競技団体等には、これまでの感染症対策の経験則の上に、更なる厳格な感染症防止対策を講じるようお願いしております。

2 大会及びコンクール等に参加するチーム及び個人については、各団体の感染症対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。

※県外大会へ参加する際には、出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査を受検すること。また、往来前には健康観察を行い来訪先の都道府県の注意事項に従うこと。帰沖後速やかにPCR等検査を受検し1週間は、家族以外の方との会食は控えること。

3 期間中、県内外での練習試合や合同練習は行わないこと。

4 部活動の実施に係る判断について検討が必要な際は、学校長と県教育委員会で協議すること。

※ 屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。

※ 合同部活動（複数の生徒が拠点校に部活動に参加）の実施については、各学校において慎重に検討すること。

※ 一般無料PCR検査については、令和4年1月5日付教保第1548号を御確認ください。

【添付資料】 別紙

## 部活動実施に係る新型コロナウィルス感染症対策の考え方

### 【重要】

- ※ 発熱等の風邪の症状等がある場合には、生徒や指導者等も参加しないよう徹底すること。
- ※ 同居の家族に風邪等の症状がみられる場合も参加しないよう徹底すること。
- ※ 毎日の検温等、健康観察の実施を徹底すること。

- 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないことを徹底すること。
- 活動を生徒だけに任せることではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
- 日時や活動内容をあらかじめ生徒や保護者に周知すること。（緊急時の連絡体制の構築）
- 部活動前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底すること。（部室、更衣室等含む）

### 1 留意事項

「3つの密（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声（密接））が同時に重なる場」を徹底的に避けること。

※1つ1つの条件が発生しないように配慮すること。

#### （1）活動場所について

- 可能な限り、屋外で実施すること。
- 屋内（体育館、武道場、音楽室等）で実施する場合は、こまめな換気（その場所のドアや窓を広く開ける等）や、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。  
 （例）・常時、入り口や窓を開ける。
  - ・休憩時間毎に2方向のそれぞれの窓（対角線上の窓を開けると換気がスマーズ）を広く開けて換気を行う。
  - ・天候や人の密度等により異なるが、少なくとも1時間に1回程度換気を行う。

#### （2）活動内容について

- 沖縄県教育委員会から発出される「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策」（別紙1－2）に基づき実施すること。
- 多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動・大声を出すような活動等は、密集せずに距離を取って行うことができる活動に変更するなどの工夫をすること。
- 集合・ミーティング等を行う場合は、マスクの着用や、手の届く距離に集まらない等の工夫をすること。
- 活動の際は、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負荷がかかる運動を避ける、適宜休憩を取るなど生徒の怪我防止等には十分に留意すること。

#### （3）用具等の共用について

- 用具等の共用による接触感染が懸念されることから、用具等の共用は可能な限り避けること。
- 活動で使用する用具等は、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要的使い回しをしないこと。

（例）コップ・スクイズボトル・汗ふきタオルの共用は避ける。

#### （4）マスク着用について

- 原則として運動部活動中においては、マスク着用は必要ないこと。ただし、ミーティングやベンチ待機中等の密な状況（身体的距離が十分に取れない状況）ではマスクを着用すること。
- 文化部活動においては、飛沫による感染リスクを最小限に抑えるために、できる限りマスク着用することが望ましい。楽器演奏等でマスクを外す場合でも演

- 奏等終了後はすばやくマスクを着用すること。
- 生徒（保護者）がマスク着用を希望する場合は、適宜対応すること。
  - マスクを着用する場合は、熱中症や呼吸困難等による体調不良等の発生がないよう、適宜マスクを外したり、水分補給や休息をとるなど工夫すること。
- (5) 手洗いについて
- 様々な場所にウィルスが付着していることを想定し、こまめに手洗いを行わせること。  
※流水と石けんで手洗いを行わせることが望ましい。  
(例)・練習の前後や休憩時間  
・活動場所を移動する際  
・用具等を共用した場合
- (6) 部室・更衣室等の利用・換気等について
- 部室・更衣室等については、短時間の利用としたり、密にならないよう一斉に利用しないなどの工夫をするとともに、十分な換気を行うこと。
  - ドアノブ等、適時、共用部分の消毒に努めること。
- (7) 部活動での登下校時の注意喚起について
- 密接・密集にならないよう注意喚起すること。（例）肩を組んで歩く等。
  - 部活動の前後は、会食等をせずに、部活動終了後は速やかに帰宅させること。
  - バス、モノレール等、公共交通機関を利用する場合は、マスクの着用を徹底させること。
- (8) 屋内かつ接触を伴う競技（練習試合も含む）について
- 使用する諸用具は、こまめに消毒等をすること。
  - 使用するフロア、マット、ベンチ等もこまめに消毒等をすること。
  - 頻繁に接触がある場合は、こまめに手指消毒を行うこと。
  - 練習場所の換気を徹底すること。
- （詳細は、各競技専門部ガイドラインを参照し、遵守すること）
- (9) 大会参加及び練習試合における感染症対策について
- （例）・円陣を組んで大声を出さないこと。  
・会場内での動線（出入り口等）を一方通行にすること。  
・ハーフタイム時にコートを使用する練習はしないこと。  
・感染症対策のための競技運営方法の工夫を、積極的に取り入れること。等  
（詳細は、各競技専門部ガイドラインを参照し、遵守すること）

## 2 部活動及び大会参加についての確認事項

- (1) 陽性又は濃厚接触者となった選手・職員については、保健所が指定する解除日まで、大会参加はできない。
- (2) 出席停止、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖に該当する者は、濃厚接触者が特定されるまでの期間は大会参加できない。
- ①濃厚接触者の特定が終了した後、接触者については PCR 検査の結果が出て、学級閉鎖等が解除されるまで、校内での部活動は参加できない。
- ②接触者の大会参加については主催者の判断によるものとする。
- ③濃厚接触者及び接触者とされなかった者は大会参加できる。

## 3 その他

- (1) 部活動に参加する生徒や顧問等が感染者・濃厚接触者に特定された場合、学校は県教育委員会（保健体育課）へ一報を入れ、その後の対応について指示を仰ぐこと。
- (2) 感染者又は濃厚接触者が多数と判断される場合は活動を停止する。
- (3) 活動時間や休養日について、沖縄県教育委員会「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」を基に、各学校の定める「部活動等の活動方針」に準拠すること。
- (4) 感染症拡大防止の観点から短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。